デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会（第 15 回）

1　日時　令和 8 年 10 月 15 日（木）10 時 00 分～12 時 00 分

2　場所　オンライン開催

3　出席者

（1）構成員

宍戸座長、生貝構成員、上沼構成員、大谷構成員、音構成員、曽我部構成員、
増田構成員、森構成員、山口構成員

（2）オブザーバー

法務省民事局、法務省刑事局、法務省人権擁護局、内閣府

（3）総務省

渋谷大臣官房総括審議官、河野大臣官房審議官、石谷情報流通振興課長、大磯制度企画室長、相川情報流通適正化推進室長、原情報流通振興課課長補佐

（4）発表者

株式会社三菱総合研究所　安江氏

4　議事

（1）欧州の判例に関する調査について

（2）事業者追加ヒアリングについて【非公開】

【宍戸座長】
定刻でございますので、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会の第 15 回会合を開催いたします。本日もご多忙のところ本会合にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。議事に入ります前に、事務局より連絡事項の説明の方をお願いいたします。
【原補佐】
本日の会議は、議事次第の記載のとおり、議事（１）欧州の判例に関する調査については公開、議事（２）事業者追加ヒアリングについては非公開とさせていただきますので、その点ご了承ください。なお、非公開部分については、議事録に代えまして、議事の概要を後日公開いたします。
次に、事務局より Web 会議による開催上の注意事項について案内いたします。本日の会議につきましては、Web 会議システムにて実施させていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。本日の資料は、資料 15－１から資料 15－２－６、参考資料の計８点をご用意しております。万が一お手元に届いていない場合がございましたら、事務局までお申し出ください。事務局からは以上となります。
【宍戸座長】
ありがとうございます。それでは本日の議事ですけれども、ただいまご説明もいただき、また投影もされておりますとおり、（１）欧州の判例に関する調査について、（２）事業者追加ヒアリングについての２点でございます。
それでは早速議事に入りたいと思います。議事の（１）欧州の判例に関する調査についてでございますけれども、こちらは株式会社三菱総合研究所安江様より、資料 15－１によりご説明の方をお願いいたします。
【MRI　安江氏】
三菱総合研究所の安江です。よろしくお願いいたします。今回も長めの資料で恐縮です。タイトルもちょっと長めのものがついていますが、もう少し簡単に言うと、権利侵害情報に対してオンラインプラットフォームに求められる対策や責任と、検閲を含む網羅的監視や表現の自由との関係と言いますか境界について、EU の裁判例を調査した結果についてご説明したいと思います。
表紙をめくってください。こちらが目次ですけれども、本日の資料では調査対象の判例がいくつかあるんですけれども、ローマ数字のⅠとⅡにグループ分けしていて、それぞれの裁判の内容について説明していますが、少し分量が多いので、説明ではポイントをまとめたサマリーの部分を用いたいと思います。したがって、判例の内容についてサマリーよりも詳しいことを知りたい場合には、Ⅰ、Ⅱをご覧いただければと思います。また参考資料では、１から５では各判例について、判例において参照されている EU 法の条文を抜粋しています。６は今回の調査結果に関連すると考えられる文献から参考となるような図表を掲載しています。７は以前この検討会で示した判例についての資料を再掲したものです。
１枚めくってください。サマリーの構成です。この順番にご説明します。もう１枚お願いします。はい、ありがとうございます。まず、冒頭でも説明しましたけれども、権利侵害コンテンツに対するオンラインプラットフォームによる事前の審査等による権利侵害情報の発信や拡散前の対応と、網羅的監視義務ですとか、表現の自由の侵害との関係について判例調査を行いました。オンラインプラットフォームに対して、権利侵害情報がプラットフォーム上に存在・流通しないかといったような事前の審査等を行った上で発信・拡散前の対応を求めた場合に、それが網羅的監視義務、一般的監視義務とも言います

けれども、それを課すことに該当しないかですとか、表現の自由の不当な侵害に該当しないかといった問題を考えて、それについて判例はどのようになっているかを調査しました。今回の調査は２つに分けて行っていまして、網羅的監視義務と関わるものと、表現の自由との関係が問題になるかというものを、それぞれ１、２として調べております。調査対象とした判例は、ページの表の右側に挙げています。いずれも欧州司法裁判所（CJEU）の判例で、１の方については事件 A と事件 B、これは元々は別の事件ですけれども、いずれも著作権侵害に関するもので法的な問題として類似点が多いため、CJEU では１つの事件にまとめられています。また事件 A と事件 B の判決で参照されている判例として参考事件１、２というものがありますので、これについても取り上げています。さらに名誉毀損に関する事件として事件 C というものがありましたので、これも取り上げました。２の方については事件 D というのを取り上げています。これは EU の DSM 著作権指令が表現の自由を侵害しているんじゃないかということで、ポーランド政府が直接 CJEU に提訴した裁判です。なお、この資料中で事件 A から D ですとか参考事件１、２としていますが、いずれもこの資料における説明のための便宜的な記号や番号です。

次のページお願いします。判例の内容に入る前に、皆さんにとって既知のことかとも思いますが、表現の自由と網羅的監視の関係について、簡単に論点を確認しておきたいと思います。基本的には、オンラインの情報において網羅的監視の禁止というものは、表現の自由を確保するための手段方策に位置づけられると言って良いかと考えています。他方で、網羅的監視というのは、特にオンライン環境においては利用者のプライバシーにも影響し得る、つまり誰がどんな投稿をしているかとか、誰が何を拡散しているといったようなことがあると言われています。さらに、プライバシー保護と表現の自由の関係については、よく知られているように両者の間に対立関係があるということに加えて、プライバシー保護ですとか個人情報保護が不十分な場合には表現の自由にも悪影響を及ぼすというような指摘もされています。

次のページお願いします。ここから事件及び判決の概要についてご説明します。まず網羅的監視義務との関係について表にまとめています。網羅的監視義務との関係については、事件 A、B、C と参考事件１、２の結果を整理しているんですけれども、事件 A と事件 B、それから参考事件１と参考事件２というのはそれぞれ類似の事件であり、また事件 A と B は先ほど言いましたように併合事件として判決が１つになっているということ、参考事件１と参考事件２の判決内容がほぼ同様であるということから、この表ではそれぞれ１つにまとめています。なお、事件ごとに記載した表というのはこの資料の 22 ページにありますので、必要であれば後でご覧いただければと思います。

まず事件 A ですけれども、これは原告の音楽プロデューサーが被告 YouTube を訴えたもので、原告が独占ライセンスを持つ楽曲が YouTube 上で視聴可能な状態になっていたということについて、権利侵害コンテンツの差止めと損害賠償を求めました。CJEU では、国内で判決が出された権利侵害コンテンツの差止命令が、EU の電子商取引指令の一般的監視義務に該当しないか、違反しないかということが問われました。判決は、この差止命令は一般的監視義務には該当せず、電子商取引指令と整合すると判断しています。理由については、元の判決を出した国内法は差止命令の対象について、権利者が、権利侵害に関する具体的な情報、例えば侵害状況とか対象となるコンテンツ等の権利侵害を特定できる情報をプラットフォームに伝えることを要件としているので、包括的かつ恒常的な監視を伴うフィルタリングシステムには該当しないということを挙げています。

次に参考事件２ですね。こちらは逆に問題になった方なんですけれども、原告はベルギーの著作権管理団体で、被告はソーシャルネットワーキングサービスを運営している企業です。被告が運営しているソーシャルネットワークにおいて、著作権が保護された著作物が第三者により提供されていたということに対して、原告側の著作権管理団体が、プラットフォーム上に保存された情報をフィルタリングするシステムの導入を被告に求めました。CJEU には、将来の権利侵害を防止するために、自社サービスを利用する各ユーザーの全員について能動的な監視を行うことを義務づけるということが可能なのかどうなのかということの判断が求められています。判決としては、プラットフォーム上に保存された情報をフィルタリングするシステムの導入というのは包括的な監視に当たるので認められないという結果が出ています。理由としては、将来の権利侵害を防ぐために当該サービスの全利用者に関するデータのほぼ全てについて能動的な監視を行うことを提供者に求めることになるので、認められないと述べています。

それから事件 C ですね。原告はオーストリアの国会議員で、被告は Facebook のアイルランド法人となっています。Facebook のあるユーザーが原告の名誉を毀損し侮辱・中傷に当たる投稿を Facebook にて行って、それを Facebook の全ユーザーが閲覧可能な状態になっていたというのが事件の発端です。原告は当該投稿の削除を被告 Facebook アイルランドに求めましたが、なかなか削除されなかったということがあり、訴訟が提起されました。国内の一審では、当該投稿は名誉毀損・侮辱に当たると認定した上で、被告の Facebook に対して仮処分命令を出していて、内容としては、直ちにかつ差止請求訴訟に関する手続が最終的に終結するまでの間、付随する文章に当該投稿のコメントと同一の表現及び、または同等の意味を持つ言葉を用いて当該主張が含まれていた場合にも、申立人が写った写真の公開・拡散を行わないということを命じました。これに対して Facebook は、当初公開されていた投稿について国内からのアクセスを遮断するという対応をしました。これに不服だということで上訴審に上がっていますけれども、上訴審は第一審の命令を支持しましたが、差止命令の対象について条件をつけています。つまり、申立人、第三者またはその他の手段によって Facebook アイルランドに通知されたものに限られるというふうにしています。CJEU には３つの点についての判断が求められました。まず当該投稿と同一の投稿への差止命令、再投稿ですとか他のアカウントからの投稿というのを差し止めることができるのかということ。次に当該投稿と同等の、完全に同じじゃないけれども似ている投稿の差止命令というのが可能なのかということ。それから全世界での差止命令が可能なのかということです。CJEU の判決では、いずれの差止命令も妨げられない、出すことが可能であるというふうに判断しています。理由としては、同一の情報が再投稿された場合、同一内容であるため対象が特定可能であることから網羅的監視に該当しないとしています。それから同等の情報も対象としないと差止命令は実質的に無意味になってしまうということと、また技術的に可能であることから網羅的監視に該当しないとしています。ただし、プロバイダーに独立した自主的な評価を求めてはならないと、そういった判断を示しています。

次のページお願いします。以上を踏まえて、オンラインプラットフォームにおける権利侵害コンテンツ対策が法的に問題のない範囲なのか、法的に問題のある網羅的監視に当たるのかについて、判例に基づいて整理してみました。判例を踏まえると、２つの軸、検知・防止の対象となる違法行為と、検知・防止のための対象となる情報の範囲で分類することで、１、２、３の３つの区分が考えられるということになるかと思います。表の縦方向は検知・防止の対象となる違法行為について、それが特定されているのか、それとも特定されていない、一般的に違法な行為ということになっているのかということ。横

方向はプラットフォームによる対応の対象となる情報が、プラットフォームが取り扱う情報のうち特定のものに限定されているのか、それとも全部または大部分というふうに幅広くあるのかというような区別になっています。横方向の区別ですけれども、1と2の境界ということになりますが、対象の投稿等が具体的に指定されている場合は1で、該当条件によって対象が指定されている場合は2というように裁判では区別されています。縦方向、2と3の境界について判例では、対象となるコンテンツを特定するのに十分な情報が、権利を侵害された者からプラットフォームの事業者に通報されている場合のような2は違法でないとされていて、そうでない場合には網羅的監視に該当するため法的に認められないというような整理がされています。図にありますように、事件AからC、参考事件のどれが当たるかというようなことも示しております。こういった形で、判例では対象が何らかの形で指定・特定されているというものであれば認められると、そういった判断が示されています。

次のページお願いします。次に事件Dですね。テーマとしては2の表現の自由との関係になります。こちらはEUのDSM著作権指令の17条、いわゆるアップロードフィルター条項と言われているものですけれども、これについて表現及び情報の自由を制限するものであるということで、この条文を無効化することを求める訴訟がポーランド政府から提起されました。アップロードフィルターというのは法律の中で定義されているものではないんですけれども、一般的に言われているものとしては、権利侵害コンテンツになると考えられるものについて、事前にそれがアップロードされる段階で防ぐというフィルターが必要であって、それを使わないと事実上法律を守ることができないんじゃないかと言われている、そういったものになります。ですから、これが事業者側での事前検閲になるのかどうかということです。判決のポイントについては、このページ以降の1から5のポイントに沿って説明していきたいと思いますが、まず1ですね。1については、まずオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダー、動画共有サイト等におけるインターネット上での情報共有は表現の自由及び情報の自由等に当たるかどうかということについて、当たると判断しています。その著作権指令の規定は表現の自由を制限しているかということについては、制限しているとCJEUは判断しています。その制限が認められるかどうかについては3つの要件、まずその制限が法律によって規定されているか、それからそれらの権利及び自由の本質を尊重しているかどうかと、それからその制限の内容が比例原則に従っているか、大きすぎないというようなことですけれども、必要であり、かつ必要な範囲になっているかといったことを判断するということが示されています。それから最後の比例原則の評価において留意すべき点として、少し長く書いていますが、ポイントとしてはアンダーラインが引いてありますように、最低限の保護措置を課す明確かつ正確な規則を定めなきゃいけないということで、必要な範囲に限定されているということが必要であるというふうに示しています。

次のページお願いします。権利制限の正当性については今挙げた3つですね。法律での規定については指令によって規定されているので満たしています。それから自由の本質の尊重については、この指令の中で合法的に利用している利用者に影響を与えてはならないというような部分があり、表現及び情報の自由の本質を尊重しているというふうに示しています。最後に、比例原則の遵守ですけれども、こちらについては満たしているということで、具体的には6つの点ですね、そこに箇条書きした6つの点を挙げて満たしているんだというような判断をしています。

次のページお願いします。具体的にはこの表にあるような形になっていて、特に下線を引いた部分がポイントかと思いますけれども、合法的なコンテンツをフィルタリングしてブロックする措置というの

を除外しているですとか、特定の目的、カリカチュアとかパロディとかですね、そういったもののためにユーザーが作成したコンテンツをアップロードして利用可能な権限を確保しなさいというふうにしている。あるいはそういったことを利用規約でユーザーに通知することが必要であるとしているとかですね。そういったようなことがあって、事前、事後、それから権利の保護といったものについて必要な規定がされているので、この DSM 著作権指令の 17 条というものは、表現の自由の侵害として問題になることはないといったような判断が示されています。

次のページお願いします。最後ですね、補足と言いますか、今後の検討の留意点というふうにしていますけれども、ここまで説明したように、資料で取り上げた各裁判例においては違法コンテンツの検知・防止対策について網羅的監視義務の禁止ですとか表現の自由の観点から法制度面で緻密な検討が行われていると考えられますが、他方で判決当時と現在とで状況が大きく変わっていると考えられている点ですとか、適切な検知・防止に関する技術ですとか運用のフィジビリティというのは本当にあるのかという点についての検討が必要なのかなという点が気になりましたので、その点を簡単ですが整理しています。まず適法な実装・運用についてですけれども、判決では差止命令の適法性について実際のアルゴリズムや技術的実装・運用に委ねられているというふうに解釈されています。具体的な実装ですとか運用や監督・統制についてさらに考慮する必要がないかということで、例えば事件 A、B の場合ですと、権利者がプラットフォームに通知すべき事項というのは具体的には何なのかですとか、事件 C の場合その同等の情報の監視や検索が本当に可能なのか、容易なのかということですね。それから事件 D で合法的なコンテンツをフィルタリングしてブロックする措置を除外しているというふうになってますけれども、実際にそういうことが可能なのかといった点、そういった点が 1 つ問題になるかなと言えます。

次のページお願いします。もう 1 点は状況の変化についてで、生成 AI により非常に大量の投稿がなされている状況ですとか、違法・有害情報への迅速な対応の必要性を考えた場合、網羅的監視の社会的・制度的な位置づけというのはどう考えるべきなのかといった点も、さらに検討する必要があるのかなというふうに判決文を読んでいて感じました。これは網羅的監視を求めるべきという趣旨ではなくて、コンテンツモデレーションの有効性とリスクの関係について、改めてどう考えるべきかという趣旨で書いております。駆け足となって恐縮ですが、説明は以上になります。

【宍戸座長】

安江さん、ご説明の方ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明についてご質問、ご意見のある方は、チャット欄で全員を選択の上、私までご発言の希望がある旨を教えていただければと思います。質疑の時間 15 分ほど私の方では見計らっておりますので、色々お伺いになりたいこと、端折られた部分等色々あると思いますので、ご自由に積極的にご質問、ご発言をいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは山口構成員、お願いいたします。

【山口構成員】

山口です。ご説明いただきありがとうございました。非常に丁寧な調査で大変参考になりました。その上で私から 1 つコメントとなります。特に 10 ページや 11 ページ目ですね、こちらで書いていただいていますけれども、この事前の対策ということが今回出てきているわけですが、この事前の対策というものが適切かどうかということを判断するには、やはり合法な投稿の消しすぎ、並びに違法な投稿の見

逃しですね、こういったものが実際にどれぐらい起きているのかということで評価は変わってくるかなというふうに考えております。とするならば、やはり誤って削除してしまった割合とか異議申立てで判断が覆った割合とかですね、そういったことを日本でも把握できるようにしていくということが、今後の議論の前提として非常に重要だなというふうに感じた次第です。私から以上となります。ありがとうございます。

【宍戸座長】

ありがとうございます。安江さんの方から何かございますか。

【MRI　安江氏】

コメントありがとうございます。非常に重要な点だと思いますし、特に今実際問題としてAIを使ったコンテンツモデレーションというのが必要になっていると思いますけれども、そこで特に言われているのが、今山口先生がおっしゃられた点で、消しすぎとかですね、逆に消していないといったことについてどのぐらいあるのかといったことが非常に問題であるということなので、そういったことを考えても今先生がおっしゃられたようなファクトを把握するということが非常に重要かなと私も思いました。ありがとうございます。

【宍戸座長】

ありがとうございます。それでは続きまして、曽我部構成員お願いいたします。

【曽我部構成員】

ありがとうございます。大変ご丁寧な分析、ご紹介ありがとうございます。ちょっとこれは安江さんご自身も疑問に思っている部分かなと思うのですけれども、アップロードフィルタリングに関してですね、要するに投稿される全ての動画を確認して、それが著作権侵害に当たるかどうかをチェックするという仕組みかなと思うんですけれども、これが網羅的監視義務に当たらないというところの理屈が、今一つ分からなくて、合法的なものはフィルターに引っかからないからいいんだという趣旨であれば、それは当然そうで、問題はその前に全て確認していることがいいのか悪いのかということだと思うので、そういう意味ではこのアップロードフィルターは網羅的なようにも思われるんですけれども、ちょっとこの辺りもう少しご説明いただくことって可能でしょうか。お願いします。

【MRI　安江氏】

このDSM著作権指令のアップロードフィルターの問題は、ご存じのとおり法案の段階から色々問題になっていた条項でもあり、色んな修正を経て今の形で成立していて、資料の34ページに17条の4項を載せていますけれども、この(b)のところですね、4項の(b)で、専門家としての注意に求められる高度の業界水準に従って最善の努力をしたことということが書かれていて、これがアップロードフィルターに当たるんだよというふうに言われているわけですけれども、アップロードフィルターの具体的なやり方については指令では具体的には言っていないというのがあり、このCJEUの判例については、先生にはばれてしまいましたが、私もちょっとこれ読んでいてよく分からないというか、著作権指令の中で色んな留意点とかが書いてあるから問題ないんですよということと、合法なコンテンツがアップロードされることを妨害しちゃいけませんというのが最初にあるからそれで問題ないですよねというふうに終わっているので、これが実際にどうなるかっていうのは分からないと感じました。今ちょうど、DSM著作権指令も含めてEUの著作権に関する法制度の、パブリックコンサルテーションと言いますか、コールフォーエビデンスというのが始まっていて、DSM著作権指令が本当に有効なのかどうかみたいなこ

とも含めて意見というか情報募集がかけられているので、そこでどういうことが出るのかなということも注目しながら、これはどうなるのかなというふうに見ているところですが、この裁判のロジックとしてはちょっと私も理解は難しいのかなというのが率直なところです。

【曽我部構成員】

ありがとうございます。

【宍戸座長】

ありがとうございます。他にご質問、ご意見のある方はおられますでしょうか。いかがでしょうか。では上沼構成員、お願いいたします。

【上沼構成員】

ありがとうございました。裁判例等の非常に丁寧なご説明で大変勉強になりました。最後の補足部分でご説明いただいたことに関する確認のような感じで恐縮です。今後の検討という部分ですが、裁判所が検討しているのは文言上の理論的可能性だけであって、それが事実的にできるかどうかというのを考慮していないんじゃないかという、そういう問題意識というふうに認識してよろしいでしょうか。

【MRI　安江氏】

基本的にはそういうふうに思っています。元々これらは、事件 D は別ですけれども、事件 A から C とか参考事件 1、2 というのは各国の裁判があって、そこから CJEU に対して意見を求められた、付託されたという話であり、プラットフォーム事業者に差止命令を出すということは法律上問題ないのかという形で問われているので、判決も法律の文言上は問題ないですよというふうになっていますけれども、一方で差止命令の中で具体的にこういうふうにやれということについて、それが本当に実現可能なのかという点については判断されていないのかなというふうに感じたので、メモ的な形でここにちょっと資料に書き出してみたという次第です。

【上沼構成員】

ありがとうございました。

【宍戸座長】

ありがとうございます。それでは森構成員、お願いいたします。

【森構成員】

ありがとうございます。安江さん、ありがとうございました。本当に大変勉強になりました。先ほど曽我部先生のご指摘は全くごもっともだなと思ってお 2 人のやり取りを伺っておりましたけれども、他方で、一定の違法情報についてはアクセスプロバイダーのブロッキングの例があるというふうに伺っているわけなんですけれども、それは良くて、このアップロードフィルターについてはこういう議論があるというところの違いと言いますか、ブロッキングの制度はあってもいいけれどもアップロードフィルターはコントラバーシャルだというのは、どういう違いがあるんでしょうか。何となく直感的にはあまり変わらないと言いますか、せいぜいアップロードフィルターの場合はコンテンツを確認しているのに対して、通常の ISP のブロッキングはそのアクセス先のドメインとか IP アドレスとかそういうものを確認するということではあろうかと思うんですけれども、それ以外は同じではないかと思いましたので、ちょっと私の考えが及んでいないと思いますので、何かございましたらお願いいたします。

【MRI　安江氏】

ご質問ありがとうございます。非常に難しい質問なんですが、今回調べた中では、ISP によるブロッ

キングとの関係ということについて何かヒントになるようなものはなかったので、今回の調査の中では言えないんですけれども、ブロッキングについては色んな議論がありますけれども、最終的にこれしかないよという形で認めるというのが、認められている場合はそういうことかなと思うんですけれども。今回の裁判の中で直接的な論点になっているわけではないですけれども、例えば事件 A、B みたいな著作権侵害の場合と、事件 C のような名誉毀損・誹謗中傷の関係で言うと、やはり事件 C の方が裁判所の差止命令がちょっと手厚いかなということがあり、そういった点が関係しているのかもしれないんですけれども、今回調べた範囲の中では今の森先生の難しい質問にお答えするような材料を持ち合わせておりません。要はかいつまんで言うと、今回調べた中ではそういった違いについての参考というかヒントになるようなものはなかったですが、直接関係するか分かりませんけれども、事件 A、B と事件 C、著作権侵害と名誉毀損・誹謗中傷では、誹謗中傷・名誉毀損の方が裁判所の差止命令が出やすいのかなということは感じたので、例えばブロッキングについてもそういった要素が考慮されるということはあるのかなと思いますけれども、ブロッキングという手法とアップロードフィルターという手法について、どっちがどうだという評価を判断するような材料というのは、今回分かりませんでしたというのが率直なところです。

【森構成員】

なるほど。ありがとうございます。1 つはそのアップロードフィルターというのはアップロード側というかインターネット側でやって、いわゆるアクセスブロッキングは ISP 側という違いもあるかもしれませんが、どちらかというと P2P の事件がアクセスプロバイダーですが、それだと若干アクセスプロバイダーの方が違法になりやすいかなとは思いますので。でも、ありがとうございました。よく分かりました。

【MRI　安江氏】

付言すると、参考事件の 1 というのは、P2P で違法・権利侵害コンテンツが出回っていることについて ISP 側にフィルタリングせよというのをして、それは駄目だという判決が出たというのがあるんですけれども、もし必要であれば資料の後ろの方をご覧いただければと思います。

【森構成員】

ありがとうございました。

【宍戸座長】

ありがとうございます。この後、大谷構成員、それから生貝構成員、そこまでお願いしたいと思います。まず大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】

非常に丁寧なご説明をいただきまして、私も大変勉強になりました。判決文についてはまた細かいところも目を通していきたいと思っております。今表示いただいているところの次のページのところについて、米国の調査などもご紹介いただいているところなんですが、ちょっとそこで気になる表現があったので確認をさせていただければと思います。11 のところに挙げていただいた米国の調査ということなんですが、誤情報の削除ということについて調査されたものだと思いますけれども、結論として違法コンテンツ対策への容認が一定程度あるといったまとめをされていて、誤情報に対する排除についてかなり肯定的なポジティブな見解が出ているということは、同時に違法コンテンツについても対策せよということにはなってくると思いますが、この調査の中で有害情報と違法情報について何か区別して言及さ

れているのかどうかといった点を確認させていただければと思います。よろしくお願いいたします。
【MRI　安江氏】
　ありがとうございます。ここは簡単に書いているんですけれども、文献の中では誤情報、ディスインフォメーションというふうに書かれていて、内容としては括弧内にあるように選挙結果の否定とかワクチン接種反対とかホロコーストの否定とかっていうようなものを具体的に取り上げていて、こういうような情報をこういう人が投稿した場合、これは削除すべきか、それとも表現の自由があるので削除すべきでないかというのを一対比較をしたということです。そしてそれをまとめたものということになっております。全体として見ると、アメリカのような表現の自由が非常に重視される国であっても、誤情報について排除すべきという意見が一定程度あったということなんですけれども、どういう場合に排除すべきかということについても少し分析されていて、誰が投稿したかとか、逆に見ている閲覧者がどういう党派性の人かということは相対的にはあまり関係がなくて、中身が非常に問題であるかどうかということが非常に大きく効いているというような分析がされているので、基本的には中身に基づいて、これはやっぱり問題だから排除すべきというような回答があったということで、内容としてはある程度納得感のあるものなのかなというふうに感じました。
【大谷構成員】
　ありがとうございました。
【宍戸座長】
　それでは生貝構成員、お願いいたします。
【生貝構成員】
　大変貴重な調査、ありがとうございました。まず全体として、やはりこの分野、僕自身も改めてしっかりと先生方からのご意見があったところ含めて読み直してまいりたいと思いますけれども、媒介者の責任と責務に関わる豊富な議論、そして判断の上に、まさにデジタルサービス法のような仕組みというものは形作られているし、ガイドラインを含む運用というのも行われていっているという形で、見る価値というのが非常にあるんだろうなというふうに思います。それで特に事件 D のところの DSM 著作権指令に関わるところでは、これは要するに確かに 17 条の規定というものは表現及び情報の自由というものを制約するものであるけれども、まさに 4 に書いていただいているとおり、及び 9 ページのところで少し詳しくご紹介いただいているように、まさに過剰な削除に対する救済というものを含めた比例原則を満たすための措置というのがしっかりと条文上規定されている。17 条の条文なんかをご覧いただけると、デジタルサービス法の萌芽のようなものがおそらく全体として見て取れるところかというふうに思うのですけれども、そういった判断をしているのかなというふうに僕自身は読んだ時に記憶していたところでございます。畢竟何かというふうに申しますと、デジタルサービス法で言えば 34 条、35 条に象徴されるようなシステミックリスクへの対応を含めて、積極的な違法あるいは有害コンテンツも場合によっては含むものに対するコンテンツモデレーションというものを事実上法令として求める形になっている。しかしそこで起こり得る様々な基本権の逆方向への制約というものの弊害を押し止めるために、まさしく前半の、特に DSA ですと 16 条以下の部分のデュープロセス、それはまさに削除された発信者への通知等を含む、そしてコンテンツモデレーションの透明性を含むといったような形での組み合わせの法制として読むべき部分というものがおそらくあるのだろう。そうした時に我々も今後、違法あるいは権利侵害コンテンツに対する積極的な仕組みとしての対応というものをプラットフォームの方々

に一定程度求めていくと言った時に、それは我が国でもまさしく情報流通プラットフォーム対処法の中で、デュープロセスに関わる部分と透明性に関わる部分を、最初の情プラ法から入れているわけでございますけれども、そことの兼ね合いで積極的な措置をどのように求めていくことができるのか、そういった全体としての制度のあり方といったようなものを考えていく上での参考になる部分も多いのかなというふうに、調査を読みながら感じたところでございました。私からはとりあえず以上です。

【宍戸座長】

生貝先生、ありがとうございました。本日の安江さんからの詳細なご報告と、この検討会での今後の議論とをブリッジをかけていただいてありがとうございました。それでは予定の時間でもありますので、この議事（1）についてはここまでとさせていただきたいと思います。安江さん、詳細なサーベイ及びご報告に感謝申し上げますとともに、本日ディスカッションの中で出たご意見やご質問とか、こういう観点もあるのではないかといった点については、引き続きの調査等で分かることがあれば事務局を通じて教えていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【MRI　安江氏】

ありがとうございました。

【議事（1）終了】

続く議事（2）事業者追加ヒアリングについて、事務局から事業者ヒアリングの回答結果について説明を行った後、意見交換が行われた。

以上